

議案第76号

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公共団体情報システム標準化基本方針に係る基幹業務システムへの移行に伴う改正

飛驒市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年飛驒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

10 教育委員会	飛驒市学齢児童生徒就学奨励金給与規則（平成16年飛驒市教育委員会規則13号）による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

」を

「

10 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	飛驒市学齢児童生徒就学奨励金給与規則（平成16年飛驒市教育委員会規則13号）による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」

に改める。

別表第2に次のように加える。

26 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
27 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																																														
<p>本則・附則 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関</th> <th style="width: 85%;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長の項～9 市長の項 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 教育 委員会</td> <td>飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則(平成16年飛騨市教育委員会規則第13号)による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 教育 委員会</td> <td>特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">— —</td> <td>— —</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関</th> <th style="width: 35%;">事 務</th> <th style="width: 50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長の部～25 市長の部 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">— —</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	事 務	1 市長の項～9 市長の項 略		10 教育 委員会	飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則(平成16年飛騨市教育委員会規則第13号)による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	11 教育 委員会	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	機 関	事 務	特定個人情報	1 市長の部～25 市長の部 略			— —	— —	— —	<p>本則・附則 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関</th> <th style="width: 85%;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長の項～9 市長の項 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 市長 — —</td> <td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 教育 委員会</td> <td>飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則(平成16年飛騨市教育委員会規則第13号)による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 教育 委員会</td> <td>特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13 教育 委員会</td> <td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機 関</th> <th style="width: 35%;">事 務</th> <th style="width: 50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長の部～25 市長の部 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26 市長</td> <td>住登外者宛名番号管理</td> <td>地方税関係情報であって規</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	事 務	1 市長の項～9 市長の項 略		10 市長 — —	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	11 教育 委員会	飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則(平成16年飛騨市教育委員会規則第13号)による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	12 教育 委員会	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	13 教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	機 関	事 務	特定個人情報	1 市長の部～25 市長の部 略			26 市長	住登外者宛名番号管理	地方税関係情報であって規
機 関	事 務																																														
1 市長の項～9 市長の項 略																																															
10 教育 委員会	飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則(平成16年飛騨市教育委員会規則第13号)による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																														
11 教育 委員会	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																														
— —	— —																																														
— —	— —																																														
— —	— —																																														
— —	— —																																														
機 関	事 務	特定個人情報																																													
1 市長の部～25 市長の部 略																																															
— —	— —	— —																																													
機 関	事 務																																														
1 市長の項～9 市長の項 略																																															
10 市長 — —	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																																														
11 教育 委員会	飛騨市学齢児童生徒就学奨励金給与規則(平成16年飛騨市教育委員会規則第13号)による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																														
12 教育 委員会	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																														
13 教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの																																														
機 関	事 務	特定個人情報																																													
1 市長の部～25 市長の部 略																																															
26 市長	住登外者宛名番号管理	地方税関係情報であって規																																													

	<u>機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>則で定めるもの</u>
27 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会の部・2 教育委員会の部 略			

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会の部・2 教育委員会の部 略			
3 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	地方公共団体情報システム標準化基本方針に係る基幹業務システムへの移行に伴う改正
制定改廃の根拠等	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)第5条第1項に規定する「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和5年9月8日閣議決定)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項の規定に伴う改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>自治体が提供している社会保障・税サービスの運用は主に基幹業務システム(以下「システム」という。)を利用し実施しているが、こうしたシステムは、自治体が自由に選定し利用しているため、それぞれの自治体で法改正がある度に費用をかけシステム改修を行う必要があることや、国がコロナ禍で国民に一律給付した給付金というような施策を行おうとする場合は、自治体ごとにシステムが異なるため、給付に遅延が生じるなどサービスに支障をきたした事などから、令和7年度までに全国でシステムを標準化(統一)する方針が示された。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>今般のシステム標準化において、一部の業務で新たにマイナンバーを利用し業務間の同一人判定を行うため、他業務との情報連携が必要となることから、番号利用法第9条第2項に係る条例の改正が必要であるため所要の改正を行うもの。</p> <p>(別表第1、別表第2及び別表第3関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	公布の日

備考	<p>【標準化の進捗状況】</p> <p>現在、住民基本台帳関連業務、税関連業務を含む20業務について業務データの整理等の準備を行っているところであり、令和7年度末にはシステムの標準化が完了する見込みである。(ただし、一部のシステムは例外的に令和8年に対応予定)</p>
----	--